

文教厚生常任委員会資料
2020年(令和2年)3月5日
福祉局あかし保健所保健総務課

**議案第11号関連資料**  
**明石市保健関係手数料徴収条例の一部改正について**

**1 改正の目的**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号。以下「毒劇法」という。）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の一部が改正され、項ずれが生じることから、同法を引用している明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

**2 改正の概要**

(1)改正する条例

明石市保健関係手数料徴収条例

(2)引用項の整理

① 毒劇法

種別	現行	改正
毒物劇物販売業登録申請手数料	第4条第3項	第4条第2項
毒物劇物販売業登録更新申請手数料	第4条第4項	第4条第3項

② 医薬品医療機器等法（公布の日から1年以内に施行）

種別	現行	改正
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	第14条第9項	第14条第13項

③ 医薬品医療機器等法（公布の日から2年以内に施行）

種別	現行	改正
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	第12条第2項	第12条第4項
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	第13条第3項	第13条第4項
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	第14条第13項	第14条第15項
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	第39条第4項	第39条第6項

**3 施行期日**

令和2年4月1日から適用します。ただし、医薬品医療機器等法の改正に伴う条例改正については、同法の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（公布の日（令和元年12月4日）から1年または2年を超えない範囲）から適用します。